

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削る。

第二十四条第一項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げる方法」を「インターネットの利用」に改め、同項各号を削る。

様式第一号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第二号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第三号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第四号から様式第七号までの規定中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第七号の二及び様式第八号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第九号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十一号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十二号中「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

様式第十三号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊦」及び「(田嶋又は記名押印)」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。